平成２９年（フ）第４３号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3753番地１　ロータリーパレス佐貫202号室
債務者　石塚　幸夫
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目21番地３　エンゼルハイム藤ケ丘２号室
債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
千葉市中央区亀岡町２番28号
債務者　石井　直美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２５５号
千葉市若葉区加曽利町827番地９　サンモールＤ102号
債務者　今井　弘幸
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６１号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目26番地３　ブリランテオリオンⅠ―103号
債務者　田中　克幸
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６２号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目26番地３　ブリランテオリオンⅠ―103号
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２６３号
千葉県船橋市金杉７丁目26番18号
債務者　亀井　　昇
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２７０号
千葉県習志野市花咲２丁目２番９号　ハイツヒノデ102号
債務者　奥　　昇
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２８２号
千葉市美浜区真砂１丁目11番13棟204号
債務者　濱口　美穂（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
千葉県南房総市山名2134番地
債務者　中村　真一
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４６号
新潟市東区太平２丁目56番地17　ルナパレス102号、前住所新潟市東区桃山町１丁目109番地１　市営Ｇ―22
債務者　佐藤　　肇
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８２号
新潟県新潟市東区新石山１丁目５番地８
債務者　阿部　圭介
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４号
新潟市西区平島１丁目22番地16
債務者　熊谷　　大
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００号
新潟市北区新崎5247番地
債務者　渡邉　真里
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１５号
新潟市北区三軒屋町４番12号　サンハイム105号、前住所新潟市東区河渡甲153番地29
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８号
石川県羽咋市千里浜町タ１番地27　県営はまなす団地１号棟10号、従前の住所石川県七尾市本府中町カ部15番地２
債務者　伐分惠美子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第８７号
山梨県笛吹市石和町今井74番地１
債務者　筒井　**芳**秀
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８８号
山梨県笛吹市石和町今井74番地１
債務者　筒井　弥生
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係